

ANZFA(Australia New Zealand Food Authority)

2001年5月30日

照会報告書：

申請書 A277

ダイエット・ファイバーとしてのイヌリン及び Fructooligosaccharides

オラフティ・ベルジャン Ltd.(Orafti Belgium Ltd)の代理として、フードセンス・パートナードLtd(Foodsense Pty Ltd)から申請書が提出され、最後には、1995年7月、ナショナル・フード公社(National Food Authority)へ提出された、オーストラリア食料標準規定に関して、以下の要求を満たすべく、その変更を求められたものである。

- 食物表示についてダイエット・ファイバーとしてイヌリン及び Fructooligosaccharides(FOS)の布告認定
- イヌリン及び FOS 認定のために正式に提出された分析方法の採用、
- マクロ栄養素を 100 から除いた範囲で、ダイエット・ファイバーを含有することによる相違の結果で炭水化物の計算を修正し、更に
- 溶解あるいは非溶解ダイエット・ファイバーのエネルギー要素の採用（後刻、撤回）

かなりの“停止期間”、2社のコンサルタントからの報告書の受理、オピニオン・サーベイ、A277 の完全なアセスメント報告に関し、専門家によるワーキング・グループ及び公的諮問の提言に従い、法制化を目的としたダイエット・ファイバーに関する以下のような定義が推奨される。即ち、

{ダイエット・ファイバーは、植物またはその抽出物の食用部分、並びに合成類似物の留分であり、人間の小腸での消化、吸収に抵抗力があり、普通は、大腸で完全発酵、または部分的発酵がされる。その用語には、ポリサッカライド(polysaccharides)、オリゴサッカライド(oligosaccharides)(polymerisation(DP)>2 の程度)及びリグニン(lignins)を含んでいる。ダイエット・ファイバーは、これら生理学上有効な一つまたは多くの効能である便通促進、血中コレステロール値の減少、及び/または血中ブドウ糖の調整を増進する。}

イヌリン及びイヌリンと FOS 混合物の適切な分析方法が認められ、且つ、これらの構成部品はダイエット・ファイバーの実態と一致している。ダイエット・ファイバーとしての多ブドウ糖の認知は完全アセスメント後、提供者が求め、且つ完全アセスメントで提案されたダイエット・ファイバーの定義に従った申請により求められる。しかしその請求は、申請の問題ではないので、許容変動内には含まれないものである。

栄養表示要求は、果糖についての特定の基準(完全アセスメントまでの考慮中の問題として)から、認められたダイエット・ファイバー留分の一般的な規定へと修正されており、栄養情報パネルでのダイエット・ファイバーの付随布告を発生させるための栄養クレームの問題でもある。

炭水化物計算での相違により 100 からの減算がなされたダイエット・ファイバーに関する申請者の大元の申請は、2000 年に完了した“栄養表示” P167 にて、処理された。

## 序論

以前の公社による考察：

ANZFA は 2000 年 11 月作成の完全アセスメント報告を考慮にいれており、2000 年 11 月 29 日パブリックコメントのための報告を公に提示した。

2000 年 11 月完全アセスメントからの実務上の要約：

Orafti Belgium Ltd の代理として、FoodSense Pty Ltd, から申請書が提出され、最後には、1995 年 7 月、National Food Authority へ提出された、オーストラリア食物標準規定について、以下の要求を満たすべく、その変更を求められたものである。

- 食物表示に関して、ダイエット・ファイバーとしてイヌリン及び Fructooligosaccharides(FOS)の布告認定
- イヌリン及び FOS の認定のために正式に提出された分析方法の採用、
- マクロ栄養素を 100 から除いた範囲で、ダイエット・バイバーを含有することによる相違の結果で炭水化物の計算を修正し、更に
- 溶解又は非溶解ダイエット・ファイバーのエネルギー要素の採用（後刻、撤回）

この申請書の完全アセスメントは、人間の栄養での炭水化物について、FAO/WHO 合同専門家コンサルタントの推薦のうえ実施され、ダイエット・ファイバーを規定する手段として定められた方法に全面的に頼っている現在の状況は満足すべきものではないと結論づけている。

このアセスメントは、2000 年 1 月と 3 月間で実施された ANZFA の双方向ウェブサイトの意見サーベイの結果、更にはダイエット・ファイバーの一般的な定義について専門家のワーキング・グループによるアドバイスにも表れている。

公社は、ダイエット・ファイバーについて以下の定義を提案している：即ち、

{ダイエット・ファイバーは、植物またはその抽出物の食用部分、並びに合成類似物の留分であり、人間の小腸での消化、吸収に抵抗力があり、普通は、大腸で完全発酵、または部分的発酵がされる。その用語には、ポリサッカライド(polysaccharides)、オリゴサッカライド(oligosaccharides)(polymerisation(DP)>2の程度)及びリグニン(lignins)を含んでいる。ダイエット・ファイバーは、これら生理学上有効な一つまたは多くの効能である便通促進、血中コレステロール値の減少、及び/または血中ブドウ糖の調整を増進する。}

ダイエット・ファイバーの定義は、以下の見地との関連で考慮がはらわれる。：即ち、

1. 健康との関連；病気のリスク減少よりは生理学上の効果として、
2. 生理学上の効果；小腸での消化および吸収、通常の大腸での発酵便通、血中コレステロール値の減少または血中ブドウ糖の調整として、
3. ダイエット源；植物源であり、微生物学上の菌性または動物以外のもの
4. マクロ構成部品；自然発生、抽出物または合成類似品
5. 化学的成分；非でんぶんのポリサッカリン、耐オリゴサッカリン、リグニンに加え関連の植物物質および
6. 適切な分析方法；AOAC 985.29, 991.43 および 997.08

提言された定義により、イヌリンおよび FOS は食物表示が目的のダイエット・ファイバーとしての資格がある。その理由として、これらは

1. 植物の抽出物であり、ポリサッカリンおよびオリゴサッカリンから成り立っている。
2. 人体の小腸の酵素で消化される。
3. 大腸で完全に発酵される。
4. おだやかに大便の塊りを増加させ、便通を容易にする。更に
5. AOAC の分析方法での結果が信頼できる。

ブドウ糖および脂肪新陳代謝についての生理学上での効能に関する証拠は変動的であるが、全腸を通したカルシュウム吸収の刺激的な効能に関して有力な証拠がある。

ダイエット・ファイバーとして果糖布告を認める決定には、ダイエット・ファイバーと果糖との関係について正確に顧客に通知するためには以下の表示要求が必要とされる。果糖が栄養クレームの問題(栄養含有量クレームを含む)または栄養クレームでのダイエット・ファイバーの問題として言及される場合、ダイエット・ファイバーおよび果糖は、双方とも栄養情報パネル(NIP)にてダイエット・ファイバーとして意図された果糖と一緒に登記がなされている。果糖の内容物は初期の申請で提示され、国際 AOAC による最初の行動(#997.8)にて採用された分析方法に従って決定されるべきである。

このアセスメントは、エネルギー要因からの派生であり一再審 P177 の結論と同時に発生し、ダイエット・ファイバーはエネルギー内容物を計算する目的、またクレームとしておよび栄養情報パネルでの炭水化物の公布での相違により計算された炭水化物の結果から排除すべきである。

法的規制を目的として提出された方法の妥当性について、その当時共同の試験がなされなかつたために、留保条件が付いたが、1996 年に受理された提出は一般的にその申請を支持した。

法的に刺激的な分析により公社の申請は、栄養&健康コミュニティーが公社の申請を一般的に支持していることもあり、公社の申請は企業にとって極めて少ないコストでの処理が可能であるので、企業と同時にコミュニティーにも利益をもたらすものと結論付けている。

貿易での技術的なバリアとしての WTO の通告は、申請がダイエット・ファイバーの定義ならびにダイエット・ファイバーとして布告される可能性がある構成部品の範囲を広げるものであり必要性があると判断された。

オーストラリア食物標準コードおよびオーストラリア・ニュージーランド合同の食物標準コード双方に対する変更案の効力発行日が新聞紙上で発表されている。

#### 照会時受理された新提案概要

19 提案が製造業者、ヘルス・リサーチおよび専門家グループから提案され 3 管轄区が受理した。それらの提案は、ダイエット・ファイバーとしてのイヌリンおよび FOS の認定とともに ANZFA が申請したダイエット・ファイバーの定義にたいする一般的な支持であった。企業による提案の中には、栄養クレームのない栄養情報パネルでの果糖布告(イヌリンおよび FOS に対する見劣した解釈がある)に反対するものもあった。提案の中にはイヌリンの成分が少量である果糖のみを測定している AOAC999.03 方法の適合性に疑問を表明するものもあった。

#### 他の関連する要因

卷 2 の食物標準コード(オーストラリア・ニュージーランド食物標準コードとして以前に認知されていた)の採用により、ANZFA は現在、ケースバイケースの考え方の上で、卷 1 (以前、食物標準コード)の草案の必要性を考慮している。処理された提案についてのコメントには特に炭水化物の計算での相違および本文に規定の分析方法に関する二組の草案間の矛盾を理解している。ANZFA はこれらの事柄に対して、卷 1 の草案の考察を中止し、卷 2

の修正のみを政府評議会に勧告をするように申請している。

公的照会時で提案され、発生した問題のアセスメント

### 1. ダイエット・ファイバーの一般的定義

この事柄に言及している大部分の提案は申請の定義を支持するものであり、事実、申請者がもしこれらの定義が採用されないなら協議の過程で、笑いものとなるであろうと示唆している。

ペンフォード・オーストラリアは、リストされた生理学上の効果は極めて高レベルの低重合(DP)材料からの達成が可能であるという兆候はないと示唆した。この関心を呼ぶ一つの方法は、任意のカットオフ(申立が DP>10 の場合を含む)は準拠の問題でもあるが、申請の分析方法が DP の基準にもとづいた識別ができなかつたので、平均 10 の DP に下方制限を設けることである。

ネッスルは DP が明記されるべきであると要求した。ナショナル・フーズは *analogous carbohydrates*(類似炭水化物)の用語についての明解さを求め、より適當な用語として、*analogous substances*(類似物質)あるいは類似の用語を提案した。

#### 生理学上の効果範囲

その定義を 1 つ以上 3 つにリストされた生理学上の効果に限定することにより、受け入れられる短鎖脂肪酸プロファイルまたは最近決定の効果のように既知の効果のあるファイバーが削除される提案がなされた。DAA およびペンフォードは、最新の 3 つのリストされた効果は用語”such as”の使用を通じて、有効な効果サンプルとして考えられるべきであると提言した。

#### 生理学上の効果を決定するための基準

クイーンズランド・ヘルスは、規定の条件および到達するのに必要のある適當な管理下で、特定の生理学上の行為または利益がある実演説明を提言した。ナショナル・フーズは、有益な効果は食物マトリックス以内のファイバーにたいして評価されるべきであるか、あるいはファイバーのみにたいしてであるかの何れか、さらには用語”promoto”(増進)は要求される程度にまで明瞭でないとする説明を求めた。

## アセスメント

ダイエット・ファイバーの定義と分析方法間の関係は、決して一致していなかった。ANZFAは2つの要素は依然として完全に一致していないが、条例でダイエット・ファイバーを規定することにより、より正確な方法が将来創り出されるであろうと認識している。

強制的な行動が規定された方法との非遵守性を基として続行するであろう。生理学上の効果に影響を及ぼすために低DP構成部品機能についてのベンフォード・オーストラリアの関心に対応して、摂取された未消化のオリゴサッカリン(DP≤10)のグラム当たり1.5-2グラムの“おり”の塊効果および便秘している個人の大便回数標準化の証拠に言及している参考文献3の完全アセスメント報告付属書類3にて記述の科学文書にその言及がなされている。

DPは用語、オリゴサッカリンを説明するためにカッコ内に置かれている。規定されたAOACの方法997.08は、重合度(单一の果糖単位ではない)および食物の中には過大に評価されていると布告されているダイエット・ファイバー量の潜在的な存在を基として区別されないと認識されており、食物で他に同時発生のファイバー供給源が原因である。イヌリンおよびFOSがDPの範囲を含むと仮定するならば、一般的に計算、DP=2による過大評価量は小さな値と考えられる。

類似炭水化物は植物またはその抽出物部品ではない炭水化物である。しかし、それでも人間の小腸での消化、吸収を妨げており、一般的に大腸での完全なまたは部分的な発酵がなされている。

その用語は、ミクロ生物学的な、菌性的な、動物源から自然的に発生し、あるいは植物または他の源からの炭水化物をまねるために合成される炭水化物に言及している。それ故、主流の化合物である純正の、あるいは混合された炭水化物として炭水化物を解釈するのは合理的である。ナショナル・フーズは、類似物質はプロテインまたは脂肪のような炭水化物ではなく化合物であると提唱している。専門家のワーキング・グループは、消化されないプロテインおよび脂肪はダイエット・ファイバーを構成しないと信じていた。

ANZFAは、DP(重合度)は標準にて詳細に説明すべきであるとネッスルが提言していることを認めている。

## 生理学上効果範囲

3つの生理学上の効果は、3つの最も実証され、理解された効果であるので慎重に選択さ

れた。通常の説明では将来ダイエット・ファイバーであるとする他の効果を排除しないとしている。しかしながら、もし3つのリストされた効果が人間研究から実証されないならばダイエット・ファイバーとして考えられる炭水化物に関する十分なコンセンサスがあるとANZFAは信じていない。

### 生理学上効果を決定する基準

ダイエット・ファイバーを構成する部品にたいするANZFAの認識は、ダイエット・ファイバー状態を決定するための各生理学上の効果に対する適格基準の究極の適用に関心が集中している。イヌリンおよびFOSの場合、これらは溶解可能なダイエット・ファイバー、耐でんぶん(15-40g/日の吸入時に消化された1-2おりの重量増加/g FOS)および10-15g/日の吸入時での大便周期の潜在的な普通化と比較可能なおり出力でのマイルドな増加に至るバクテリア・バイオマスを増すことが完全なアセスメント報告で言及されている。便通は、ある段階(フード発生源または補助フォームの何れかで消化されたグラムあたりでの1g以下のおりの湿気重量増加)で規定された3つの効果の唯一のひとつであり、また必要が生じた時、他の2つの効果のための基準が開発されるように提案されている。これらの成果となる基準は、それらが開発された時の見込みのある申請者としてANZFAユーザガイドおよびガイダンスに加えられる。

### 2. ダイエット・ファイバーとしてのイヌリンおよびFOS

この争点に言及するようになった大多数の提案を支持するものである。しかしながら、ビクトリア・フード・安全審議会は反対し、健康支援および病気予防のためにはこれらの構成部品のための証拠が不足していると言及している。

これらの構成要素の増加使用により、下剤作用の警告/勧告の提言にたいしの必要性を導きますか？

低DP炭水化物に対する許容値は、イヌリンおよびFOSが20-30g/日以上は大多数の大人口(Briet et al,1995)には許容されると書かれおり、完全アセスメント報告に提案の20-30g/日の値よりおおむね低いように思えるとペンフォード・オーストラリアが示唆している。クイーンズランド・ヘルスもまたこの申請、即ち、地域社会はより多量の構成部品にさらされ、下剤作用の警告提言の必要に至り、その承認から発生する潜在的なフロー効果での関心を表明している。ビクトリア・フード・安全審議会は、イヌリンおよびFOSに対する過敏症およびアレルギー反作用にかんする遊離した報告に言及している。

## アセスメント

専門家によるワーキング・グループは、ダイエット・ファイバー状態を決定するための適当な終息ポイントを考えており、病気発生リスクの減少さらには健康維持よりはむしろ生理学上の効果に基づいた終息ポイントが、もしANZFAがダイエット・ファイバーとしての非消化食物留分のための新しいソースを考えるために準備しているならば、唯一の現実的なアプローチであると結論づけている。

腸での許容値または低 DP FOS の問題点はダイエット・ファイバーの定義から逸脱している。もしイヌリンおよび FOS の総量がこの法的な変更の結果として、ダイエット中に増加するならば、そのときは使用者に胃腸の逆の結論について警告する表示を課すために標準 1.2.3 を通じ、そのメカニズムの入手が可能である。

アレルギーおよび過敏症についての疑問は申請者に回答するようになっている。スポンサー企業、オラフティーはその問題点の一般的な循環処理を実施しており、これは付属 1 に載っている。

### 3. ポリデキストローズ(多右旋糖)

ダニスコ・カルター、ポリデキストローズの製造者は、

- ・ ポリデキストローズが人体の小腸での消化、吸収に抵抗し、大腸での部分的な発酵を受ける平均 12DP の炭水化物であり、
- ・ 又ダイエット・ファイバーと共に関連のある効果と同様な食物ブドウ糖の下剤および変調についての有効な生理学上の効果を増進する

ことを基としており完全アセスメントで申請されたダイエット・ファイバーに関する定義に合致することを提案した。

食物および人間にて実施の研究についての幾つかの発行済み文書が、最近 AOAC が採用の分析方法および第 17 回版(2000)の公式分析方法の改定にて発行されたものの詳細と同様であり、ダニスコ・カルタークレームの支持のもと提供されている。

## アセスメント

ダイエット・ファイバーとしてのポリデキストローズの認識は、完全アセスメントで申請されたダイエット・ファイバーの定義に従って完全アセスメントおよび照会にて提案者により求められた。しかしながら、それは申請の主題ではなかつたので、推奨のある相違に

は含まれなかつた。ANZFA 法令により、標準に対する相違は申立ておよび申請をとおしてなされ、かつその法令は申請並びに申立てにたいする協議プロセスを義務づけることが要求されている。これにより申請された相違が公開で透明な通達にたいして許可され、また人々が申立てまたは相違についての提案をする機会を持つことが許される。

#### 表示(ラベリング)

#### 4. 炭水化物計算相違

提案の中には、もしダイエット・ファイバーがゼロで、その上、代替処方策の内の最初の処方策が余分であるなら(これ以上の作業が巻1の草案について申立てられていないことに注意)AFGC が指摘したように、なぜ2つの代替処方策が、特にフード標準コードの巻1での炭水化物の相違計算になされるのかの質問があつた。

BRI オーストラリアは、可能性のある炭水化物混合物の分析に対する十分で適切な有効方法が炭水化物混合物の略述を可能とすることが達成されるようになるまで唯一の現実的な測定であると述べているラベリング(表示)を目的とした“炭水化物相違”の継続を推奨した。しかし 100 からのダイエット・ファイバーの強制的な減少は低ファイバーフーズの生産者にとって必要なない困難な作業を要求することとなり、さらに炭水化物計算相違の時に、ダイエット・ファイバーを定量化するための必要量から 1%以下のダイエット・ファイバーの内容物がある食物を除くことでこれが緩和されることを BRI は提言している。

#### アセスメント

BRI のコメントは炭水化物計算相違にて必要とされる栄養値は全て一貫した値が出てることが必要で、即ち、あらゆる分析、または一般的に行き渡っている値を最大限に想定している。これは、誤った概念であり、ダイエット・ファイバーは炭水化物計算相違時に分析される要求はない。BRI の提案のもとで、低ダイエット・ファイバーの内容物を伴う食物を製造する者はその食物が 1%のダイエット・ファイバーの制限値を超えているかどうかを決めるにはファイバーの内容物の値により決定する必要がある。

この同じ値は炭水化物計算相違でのダイエット・ファイバーに対して決定されるので、初めに申請のアプローチに修正を加える必要はない。

## 5. 栄養情報パネル(NIP)で布告された果糖(イヌリンおよびFOSを意味する)に対する要求

提案の内容が全て果糖の栄養クレームの問題である時、果糖はNIPにて布告されるべきであると意見が一致している。しかしながら、企業側の提案では、ダイエット・ファイバーの主張のみがなされた場合、NIPにて布告され提案された果糖要求にたいしては満場一致で同意していない。完全アセスメントにて申請の草案の結果により、NIPでのクレームとして、またはリストされたラベルにてダイエット・ファイバーについての言及は、追加の果糖の形で、または他のダイエット・ファイバーのタイプに本来備わっているかの何れかであり、果糖の内容物の定量化を必然的に要求している。オーストラリアの企業のなかで、果糖の分析を実行するための準備をしているところは殆どいないと、クイーンズランド・ヘルスはコメントした。

ネッスルは、更なる一般的アプローチを予想して、標準1.2.8(5)(5)は“ファイバーのタイプ”への参照を含めるよう範囲が広げられる代わりに、草案は特別に果糖に言及する必要ないと示唆した。クイーンズランド・ヘルスは、クレームが“ファイバー/ダイエット・ファイバーに言及するが、クレームが果糖の重要な供給源のみである場合、NIPにおいてダイエット・ファイバーのもとでの個別の果糖公布にメリットがあるとみていた。

### アセスメント

規定がクレームの問題である場合、NIPでの果糖の定量化を要求するためにそれが既に存在している。ダイエット・ファイバーの他のタイプに本来備わっている時、果糖の内容物の定量化を必然的に要求するため、完全アセスメントにて提案された草案の結果は自然なことである。

標準1.2.8(5)(5)の目的は、ある関連したクレームがされた時NIPにてダイエット・ファイバーに付随した公布を起こさせるためである。しかしながら、草案は副条項の目的を反映せず、かつ混乱を引き起こしたので、ANZFAは副条項5の最初の部分から“炭水化物のタイプ”を削除して、表現を明確にするために独立して提案した。

この照会報告はこの目的のための使用が可能である。更に、ダイエット・ファイバーの定義には炭水化物以外のもの、例えば、リグニンの構成部品を含んでいるので、ネッスルは、採用されるように提案し、即ち、“ファイバーのタイプ”に言及し、他の節を含むように示唆している。標準1.2.8(5)(5)にてこのタイプの変更をするによりNIPでの

ダイエット・ファイバーの布告を生じさせるためにダイエット・ファイバー留分を一般的に用意しており、また完全アセスメントにて申請の副条項 5(9)の必要性を無効にする。

## 6. 栄養表示での用語、果糖の使用

全ての企業の提案は、クレームがイヌリンまたは FOS のような他の用語に言及する場合、NIP にて用語、果糖を使用する明確な必要性について疑問を呈している。これらの提案の多くは、顧客は用語、果糖を良く知っていないことを指摘していた。AFGC は成分リストの用語の使用と NIP での果糖との間の矛盾を指摘するに至った。提案者も用語、果糖は一つ以上のフラクトーシル・フラクトース(果糖)リンクが大部分オシデッサイク・ボンドを構成している炭水化物の一般的な用語であると指摘していた。果糖は  $\beta$  (2-1)ボンドを含むばかりでなく、小麦および牧草に見られ、 $\beta$  (1-6)ボンドがあるレヴァンス(levans)にも含まれる。

### 教育

提案の中の幾つかには、顧客はダイエット・ファイバーの一般的な概念の理解があるが、もし果糖がラベル上で表記される必要があるなら、その時は新しい用語との関連で、顧客の教育が必要とされるであろう。DAA は、ANZFA が教育的な材料の開発に責任をゆうすべきであると信じていた。

### アセスメント

副条項 5(9)で取りかからずに、副条項 5(5)にて特別に名づけられたファイバーに対して一般的に言及することにより NIP での用語、果糖の使用についての問題点を排除する。製造者は、自由に適当な述語を使用して特別なタイプのファイバーに言及することであり、顧客にとって馴染みのない用語に関して適切な情報を用意する義務がある。

## 7. 分析方法

### ファイバータイプへの慣例的アプローチ

ビクトリア・フード安全協議会、ネッスルおよび他の提案者は、分析方法の規定拡大結果により、将来考えられる耐でんぷんおよび野菜樹脂のような他に可能なタイプのファイバーの必要性に焦点をあてた。ナショナル・フーズは本当に規定された分析結果の必要性に

疑問を抱いている。

### 特定の方法

分析方法に言及する提案の殆どは、他のダイエット・ファイバー方法、AOAC991.43 およびイヌリンおよび FOS-AOAC997.08 のための特定の方法を含むことを支持した。BRI は、AOAC991.43 のためにある正当な理由は時代遅れであり、その有利性は現在、効率およびアルコールの使用削減に関係していることを示唆した。

申請者は、方法 AOAC999.03 は少量のイヌリンのみを決定付け、FOS の定量的な分析には使用できないことを指摘した。AFGC は、卷 1 – 標準 A1(13)(i) の交替節、および卷 2 – 標準 1.2.8(18) の草案の様式を比較した。卷 1 がより明瞭であるので、卷 1 の様式を選んだ。標準 1.2.5.8(5)(8) の潜在的に改定の必要があり注意が払われており、用語、果糖はその標準の節 18(3) に間違って使用されている。

### アセスメント

ダイエット・ファイバーを規定するための分析方法についての信頼は他国の規則にて十分に達成されている。そのような信頼は、より多くの構成部品がダイエット・ファイバーとして受け入れられているので、分析方法範囲の増加となることは避けられない。もしそれらがその規定に合致し、ダイエット・ファイバーとして考慮される多くの構成部品に対して、考慮がなされるなら ANZFA にたいしての適用をへて、その方法はオープンとなる。将来的な適用を見越して、節 18 は表形式で下書きしなおされる。申請者からの情報は、AOAC 方法 997.08 および 999.03 は各々イヌリン、FOS 混合およびイヌリンのみを測定したと明言している。AOAC 方法 999.03 は、ある食物の分析に対して適性であるので、維持されている。ある乳製品のような以前ファイバーのない食物にイヌリンのみがもし加えられるなら、より簡単な 999.03 を使用することができない理由により、製造者が不利益を被るべきではない。用語、イヌリンおよび FOS は上記に記述の理由により用語、果糖と置き換えるであろう。

## 8. COPONCとの関連

ナショナル・フーズはオーストラリアの栄養クレームに関する実施コード(COPONC)にて生じたダイエット・ファイバークレームにたいする条件、特に、高肥満フードはダイエット・ファイバークレームに關係を持たせるべきではないとすることに注意を払った。このことは、肥満の代わりとなるものとしてイヌリンを組み入れることができ、食卓に普及す

る食物に適用される。

## アセスメント

これは良いポイントであり、心にとどめておくべき価値のあるものである。栄養クレーム基準を再審査する申請(P234)は、現在調査の過程にあり、このポイントはそのプロジェクトチームに注意が向けられている。

## 照会から浮かんだ完全アセスメント/RISへの変更

完全アセスメントでの草案にたいして幾つかの変更が申請されている。

1. 卷1はタイムリミットがきており、この適用の結果は前向きであり、唯一新しい承認を規定しているので、フード標準コードの卷1用草案の考慮を止める。
2. 明確さを更に高めるために節1にあるダイエット・ファイバーの定義でのDP(重合の程度)を詳細にのべる。
3. “特別に名前がつけられたファイバー”に言及するために、標準1.2.8(5)(5)に新たな節を挿入し、申請の副節5(9)を削除する。このことは、栄養情報パネルでのダイエット・ファイバーの強制的な布告を伴うダイエット・ファイバー留分に言及するクレームにリンクする効果がある。(現在の規定は、そのような留分が栄養クレームの主題である時、NIPでのダイエット・ファイバー留分の定量化を既に要求している)
4. ダイエット・ファイバーとして考えられ、将来の構成部品を見越して、節18を表形式に改正する。これをする際に果糖との参照を削除し、AOAC方法997.08との関連があるイヌリンおよびFOSを、またAOAC999.03との関連のあるイヌリンを代入する。

## 結論

完全アセスメント以来、この事柄のアセスメントになされた変更が加えられ、以下の結論となった：

ダイエット・ファイバーの申請された定義は適切であり、その定義を遵守する構成部品であり、標準1.2.8に規定の分析方法を備え、この場合、イヌリンおよびFOSは栄養表示ならびに関連する目的のためのダイエット・ファイバーとして考えられる。栄養情報パネルでのダイエット・ファイバーに付随した定量化を実現させるために上記に記述された事柄のダイエット・ファイバー留分は妥当である。

付属：

1. 申請された相違
2. 理由書
3. 提案概要

#### オーストラリアおよびニュージーランドで設定の食物標準

オーストラリアとニュージーランドの政府は、共同の食物標準のためのシステムを作り上げるために 1995 年 12 月に議論をスタートさせた。2000 年 11 月 24 日にオーストラリア・ニュージーランド食物標準評議会(ANZFSC)の健康大臣は、新しいオーストラリア・ニュージーランド食物標準コードを採用することに同意した。新しいコードは、両国にとってこれが唯一の食物コードとなった時、2002 年 12 月までに現存の食物規則に代わる物としてオーストラリアおよびニュージーランド双方で、2000 年 12 月 20 日に官報に掲載された。これは双方の国での現存する食物規則の時効を短くすることを目的としており、企業のより進んだ改革、競争および貿易を更にリードすることとなる。

合同のオーストラリア・ニュージーランド食物標準コードに決着がつくまで、2 国間で以下の決着が図られる：

- \* オーストラリアからでなくニュージーランドへ輸入される食物はニュージーランドまたは 1984 年のニュージーランド・食物規則にて官報に掲載されてはいるが、しかしそれらの組合せでないオーストラリア・食物標準コードの巻 1(オーストラリア・食物標準コードとして知られている)または巻 2(オーストラリア・ニュージーランド食物標準コードとして知られている)の何れかに合致しなければならない。しかしながら、全ての場合、農業および獣医の化学物質についてする最大の残留限度はニュージーランド(農業混合物の最大残留限界)の強制食物標準 1999 にて規定された限界と唯一一致しなければならない。
- \* ニュージーランドからでなくオーストラリアへ輸入される食物はオーストラリア食物標準コードの巻 1(オーストラリア食物標準コードとして知られている)または巻 2(合同オーストラリア・ニュージーランド食物標準コードとして知られている)あるいはそれらの組合せでない何れかに一致しなければならない。
- \* オーストラリアからニュージーランドへ輸入された食物はニュージーランド官報に掲載されたオーストラリア食物標準コードの巻 1(オーストラリア食物標準コードとして知られている)または巻 2(オーストラリア・ニュージーランド食物標準コードとして知

られている)ではあるが、しかし 2 つの組合せではないコードに一致しなければならない。卷 1 の標準 T1 にリストされたある食物はニュージーランド食物規則 1984 に相当する規定に従ってオーストラリアでの製造が可能である。

- \* ニュージーランドからオーストラリアへ輸入された食物はオーストラリア食物標準コードの卷 1(オーストラリア食物標準コードとして知られている)または卷 2(オーストラリア・ニュージーランド食物標準コードとして知られている)であるが、この二つの組合せでないコードに一致しなければならない。しかしながら、完全なタスマニア相互承認協定の規定のもとで、もしニュージーランド食物規則 1984 に一致するならば、ニュージーランドからオーストラリアへの食物の輸入も可能である。
- \* オーストラリアで製造され、オーストラリアで販売される食物はオーストラリア食物標準コードの卷 1(オーストラリア食物標準コードとして知られている)または卷 2(オーストラリア・ニュージーランド食物標準コードとして知られている)ではあるが、その二つの組合せでないコードに一致しなければならない。卷 1 の標準 T1 にリストされている食物はニュージーランド食物規則 1984 に相当する規定に従ってオーストラリアでの製造が可能である。

上記に加え、ニュージーランドで販売される全ての食物はニュージーランド公正貿易条例 1986 に合致し、またオーストラリアにて販売される全ての食物はオーストラリア貿易実施条例 1974 およびオーストラリア州、領域公正貿易条例それぞれに合致しなければならない。

個人または組合は、食物標準コードの修正のために ANZFA に申請が可能である。更に、ANZFA はオーストラリア食物標準コードの修正申請を行ったり、またはオーストラリア・ニュージーランド食物標準の併合を行ったりすることができる。ANZFA は食物標準コードを修正するために申請の必要性に関してアドバイスを行うことが出来る。

#### 今後の情報

提案：この事柄に関する提案は、公社がそのアセスメント完了し、その事柄が現在オーストラリア・ニュージーランド食物標準協議会にて考慮されるようには求められていない。

これおよび他の事柄についての今後の情報は以下の住所のうちの一つであるオーストラリア・ニュージーランド食物局の標準連絡事務官へ連絡すべきである。

PO Box 7186

Canberra Mail Centre ACT 2610

AUSTRALIA

Tel(02)6271 2258

Email:slo@anzfa.gov.au

PO Box 10559

The terrace WELLINGTON 6036

NEW ZEALAND

Tel(04)4739942

Email:anzfa.nz@anzfa.gov.au

完全照会報告または他の情報書類の写しの請求は上記住所の当局の情報事務官または  
Email [info@anzfa.gov.au](mailto:info@anzfa.gov.au) へ連絡すること。

## ORAFTI 付録

関係者各位 :

イヌリンおよびオリゴフラクトースの潜在的なアレルギーに関して :

最近、編集者(それ故、批判のある仲間でない)宛への手紙で、Gay-Crosier et al(2000)は、食物にイヌリンおよびオリゴフラクトースをも含み、その食物の反作用としての過敏症のある独身男性の問題について報告した。Orafti(オラフチ)は、その反作用は特殊であり、その男性の命に危険を及ぼさないと確信している。

これは当社の材料を含んだ食物に対し、今迄に当社が遭遇し見聞したところの唯一のアレルギー反作用である。このアレルギー反作用は思いもよらない性質のものであるので、我々はそれを完全に理解するよう関心を持ち、その全ての面をより詳細に研究している。

人類が発達以来、宇宙の全人類が食する日々の食物にはでんぷん、イヌリン、オリゴフラクトースの類似品が大量に存在している。ある個人が特別に敏感である植物に見られるサルチル酸塩、アミンのような自然界にある化学物質は、確実に現在十分に記録化されている。イヌリンを含む植物に対するアレルギー的な反作用である唯一、極めて例外的なケースは以前に報告されており、それが他の化学物質である可能性は明確に検査されていない。従って、当社の専門家はイヌリンに対するアレルギー的な反作用の危険は非常に小さいと思われると結論付けた。(国内報告、1999)

毎年、数千トンもの RAFTILINE(イヌリン)および RAFTILOSE(オリゴフラクトース)が毎年食品会社にて使用されている。主として、人間のメタボリズムでの有益な健康的な効能(ダイエット・ファイバーおよびプリバイオティック、カルシウム摂取のような)のために、イヌリンは世界的に数百もの顧客の製品に使用されている。毎年、何百万の人々がこれらを消費している。この行為がなされた 10 年以上もの間、我々は当社の材料によるアレルギー的な反作用があるケースは聞いたことがない。

イヌリンは、1900 年代初期以来、腎臓の除去検査のための診断薬として使用してきた。イヌリンの静脈注射によるアレルギーあるいは逆の反作用のケースについて誰もかつて聞いたことがない。結果として、ピーナッツ、ストロベリー、海産果実、小麦、ミルク、大豆等のような他のアレルギー的な食物材料と比較して、当社の材料は潜在的なアレルギーがあるとしても、無視できるものと考えられる。

それ故、今は当社の製品、RAFTILINE(イヌリン)および RAFTILOSE(オリゴフラクトー

ス)は食物材料としての使用には安全であり、ラベルに特別の表示あるいは警告文を必要とする国は世界に一つもないと確信している。

ほぼ一年前に Gay-Crosier の手紙を公表して以来、現在まで他の患者がアレルギー的な反作用があると比較できる報告を得てはいない。

Tienen 2001年3月30日

食物標準コードに対する相違

申請 A277

ダイエット・ファイバーとしてのイヌリンおよびFOS

開始先へ：官報に関して

[1] 食物標準コードの卷2の標準1.2.8は以下により変更される；

[1.1] 節1に挿入し、直ちに、炭水化物の定義に従う；

ダイエット・ファイバーは植物さらにはその抽出物の食料に適する部分の留分、または以下である、合成類似物を

- (a) 小腸での消化、吸収に抵抗し、通常大腸での完全なまたは部分的な発酵を伴い、
- (b) 以下の有効な一つ以上の生理学上の効能を増進する

- (i) 便通
- (ii) 血液中のコレステロールの減少
- (iii) 血中グルコースの調整

ことを意味しており、

多糖類、オリゴ糖類（多重合の程度>2）ならびにリグニンを含んでいる。

[1.2] 次節5(5)を削除し、以下を代わりに挿入、

(5) 栄養情報パネルは、次節(7)に従って、ダイエット・ファイバーの存在または不在についての布告を含まなければならない。そして、そこには栄養クレームが以下の面で、なされている。即ち、

- (a) ファイバー または
- (b) 特別に名前がつけられたファイバー または
- (c) 砂糖 または
- (d) 他のタイプの炭水化物

編集上の注意：

ダイエット・ファイバーの不在は、ゼロ(0)として布告されなければならない。

- [1.3] 節 18 を削除し、以下を代入する；
- 18 全部のダイエット・ファイバーおよび特別に名前がつけられた食物の内容物を決定するための分析方法

(1)この次節の表に並べられた次節(2)手段に関する問題はこの標準での栄養表示の目的のために、全部のダイエット・ファイバーおよび特別に名前がつけられた食物のファイバーの内容物の決定に際して規定された分析方法である。

次節 18(1)の表

| コラム 1<br>フード・コンポーネント | コラム 2<br>分析方法  |
|----------------------|--|
| 全部のダイエット・ファイバー       | A.O.A.C.のセクション 985.29 の 17 番の版(2000)または A.O.A.C.のセクション 991.43 の 17 番の版(2000) |
| イヌリンおよびフラクトオリゴ糖類     | A.O.A.C.のセクション 997.08 の 17 番の版(2000)   |
| イヌリン                 | A.O.A.C.のセクション 999.03 の 17 番の版(2000)   |

(2) コラム 2 に概述の分析方法を使用して取得された結果は、特別に名前がつけられたファイバーを二重に数え入れないことを確実にしたあとで、一緒に要約されなければならない。

理由の陳述

申請 A277

ダイエット・ファイバーとしてのイヌリンおよび FOS

Australia New Zealand Food Authority(ANZFA)(オーストラリア・ニュージーランド・フード公社)は、Orafti Belgium Ltd(オラフティー・ベルジアン社)に代わって Foodsense Pty Ltd(フードセンス・パーティー社)から National Food Authority(ナショナル・フード公社)へと受け継がれ、受領された申請書を有しており、食物標準コード(従前のオーストラリア・食物標準コード)の巻 1 に以下の変更を加えた：

1. 食物表示にダイエット・ファイバーとしてイヌリンおよび FOS の布告を許可するため、
2. イヌリンおよび FOS を決定するために提出された分析方法を公式に採用するため、
3. 100 から除かれたマクロ栄養の範囲にあるダイエット・ファイバーを含むことにより、炭水化物相違計算をやり直すため、
4. 溶解可能、不溶解のためのエネルギー要因を採用するため(後に撤回)。

しかしながら、その時以来食物標準コード(従前のオーストラリア・ニュージーランド・食物標準コード)の巻 2 が上記黒丸ポイント 3 の採用となり有効となった。

ANZFA は以下の理由により、修正時で、巻 2 のみにたいする相違草案の採用を推奨した。

1. ダイエット・ファイバーの明確な構造は規定された分析方法に加えて、規則にて確立されており、ダイエット・ファイバーとしての構成部品のアセスメント基準を備え、且つ適正な分析方法の将来的な開発を指導する。フレームワークは原点、化学的効果、生理学的効果から成り立っている。
2. 國際的には、ダイエット・ファイバーとしてのイヌリンおよび FOS の認知が増えていく。ダイエット・ファイバーの明確なフレームワーク草案に対するこれら構成部品のダイエット・ファイバー性能証拠のアセスメントにより栄養表示を目的のダイエット・ファイバーとしての認知という結果となった。
3. イヌリンおよび FOS 混合およびイヌリンための特定の分析方法は、顧客のだましを防止するため、および規則の執行を容易にするためと同様に、公正な貿易を確実にするために、現在の方法に加えるよう規定された。

- 栄養表示要求は、ダイエット・ファイバーのタイプが栄養クレームの問題である時、完全なダイエット・ファイバーはダイエット・ファイバーのタイプに加え、栄養情報パネルにて確実に布告されるように修正を加えられた。

以下の理由により完全なアセスメントが修正された後、草案が用意された。

- 卷1が現在、時間的に厳しく制限を受けており、またこの申請の結果が新たな承認のみを用意しているために、食物標準コードの卷2に対する推奨草案に制限を加える。
- 明確化を図るために、ダイエット・ファイバーの定義にDP(重合度)を明記する。
- 果糖(イヌリンおよびFOS)に加え、全ての(将来も含め)承認されたダイエット・ファイバーのタイプの要求に応えるために栄養表示要求を広げる。
- 果糖を含むダイエット・ファイバーが栄養クレームの問題である場合、栄養情報パネルでの果糖の数量化にたいする不注意からの要求を削除する。
- ダイエット・ファイバーとして考えられる将来の構成部品を予想して、節18を表の形式に再フォーマットする。そうする事で、果糖への言及を削除し、AOAC方法997.08との関連でイヌリンおよびFOSを代入し、またAOAC999.03との関連でイヌリンを代入する。

#### 規則効果

ANZFAは規則効果分析を企てており、その分析はまた遵守コストのアセスメントのためニュージーランドでの要求をも達成する。その分析により結論付けられたものは、コード修正は必要であり、コスト効果、および生産者、顧客双方にとって利益をもたらすということである。

#### 世界貿易体制(WTO)通達

オーストラリアおよびニュージーランドはWTOのメンバーであり、WTO合意にたいして当事者として拘束される。オーストラリアにて、オーストラリア政府評議会(COAG)が締結した合意は共和国が参加調印したこれらWTO合意の当事者として拘束される州および領域を網羅している。均一の食物標準についてのオーストラリアおよびニュージーランドの政府間合意のもとで、ANZFAは、食物標準はWTOのメンバーとして双方の国の責任に確實に矛盾しないように要求されている。

ある環境下で、オーストラリアおよびニュージーランドは、WTOの他のメンバー国が論評を加えることが可能となるために、食物標準の変更をWTOに通知する責任がある。貿易に

重大な影響を与え、あるいは関連する国際標準(国際的な標準が存在しない場合)からの逸脱した新規あるいは変更された標準の場合に通知が要求される。

この事柄は、申請によりダイエット・ファイバーの定義的なフレームワークを確立し、またダイエット・ファイバーとして考えられる構成部品の範囲を広げ、追加の分析方法を規定し、また確実に、顧客に適切に情報を与えるため栄養表示要求を修正した時に、WTOへ通知される。

## 提案の概要

### A277—ダイエット・ファイバーとしてのイヌリンおよびFOS

#### 1. 提案者：クイーンズランド・ヘルス(Queensland Health)

提案：ダイエット・ファイバーとしてのイヌリンおよびFOS の支持。果糖が大部分の布告されたダイエット・ファイバーから成り立っている場合にのみ NIP での果糖の分離布告を支持する。顧客および健康の専門家に対してダイエット・ファイバーに関する情報の循環を発展させるような考慮が望ましい。完全なダイエット・ファイバー(巻 1)の分析の方法、AOAC 991.43、イヌリンおよび FOS の分析の 997.08 であるが 999.03 でない方法の支持。巻 1 における炭水化物定義での相違修正の支持。

報告での承認要求の必要性に言及した追加のコメント、分析的な研究に関する最新の規定された方法の影響。食物におけるイヌリンおよび FOS を使用する潜在的な増勢ならびに有望な消費増加により声明が保証され、消費者に潜在的な便通効果をアドバイスする。

#### 2. 提案者：ヴィクトリア・フード安全協議会、食物標準 小委員会

提案：相違の草案を支持しない。理由として、定義にてリストされた 3 つの生理学上の効果の何れかをイヌリンおよび FOS が満足するかどうかの論争が続いている。

ダイエット・ファイバーは“完全なダイエット・ファイバー”をもたらす方法に従い CODEX により分析的に規定される[不正確、今まで規定された方法はない—プロジェクトマネジャー] 動物性原料および他の化学的な特徴がある物質を含んでいるファイバーに関する改定定義を採用すべきかどうかに関して Codex は依然と未決定である[不正確、完全アセスメント報告は Codex 定義を引用しており、それには動物源を含んでいる—プロジェクトマネジャー]

現在のアプローチにより、規定され、慣例化された個々の方法の範囲に導かれる。

規定された方法は規則化の方法、例えば、実践的、有効性および信頼性であり、それらの施行基準とは合致しない。

一般的な規定は、他の新しいファイバー供給源、たとえチューインガムであろうと、考慮される必要があることを意味している。

過敏症およびアレルギーの反作用の原因となるイヌリンについての隔離された報告がある。

#### 3. 提案者：ニュージーランドの健康省

提案：イヌリンおよび FOS はダイエット・ファイバー、推奨された分析方法、推奨

された表示要求として布告されることを支持するが、一般的な定義において、用語、“類似の炭水化物”が定義されるように推奨している。

4. 提案者：オーストラリア栄養士協会

提案：イヌリンおよびFOSを含むダイエット・ファイバーの再定義を支持。卷1のために申請された炭水化物の代わりの定義を支持しない、むしろ100からダイエット・ファイバーを除き、唯一つの定義の適用を支持する。3つが主張の生理学上の効果はあまりにも限定的であると信じており、これらは例示のみであることが好ましい。果糖にリンクする場合、同様の輸入の言葉の説明が求められた。

5. 提案者：CSIRO 健康科学&栄養

提案：申請の相違、特にダイエット・ファイバーの一般的な定義を支持する。

6. 提案者：オーストラリ・フードおよび穀物諮問委員会

提案：申請どおりのダイエット・ファイバーの定義、ダイエット・ファイバーとしてのイヌリンおよびFOSおよびダイエット・ファイバーのための分析方法および果糖のための分析方法の承認を支持する。ダイエット・ファイバーのクレームがなされる場合、常に確認を要求されるのは、ダイエット・ファイバーの果糖部分の存在の必要性がないことを信じている。用語、果糖は顧客がその用語をよく承知していないとしてまた成分リストに使用の用語と矛盾しているとしてかたづけられるべきでない。卷1のための炭水化物の定義を支持する。明確性を向上させるために草案の変更を提言する。

7. 提案者：ウエストン・テクノロジー

提案：申請どおりのダイエット・ファイバーの定義、およびダイエット・ファイバーおよび997.08の分析方法を支持する。ダイエット・ファイバーのクレームがなされる場合、常に確認を要求されるのは、ダイエット・ファイバーの果糖部分の存在の必要性がないことを信じる。用語、果糖は顧客がその用語をよく承知していないとしてまた成分リストに使用の用語と矛盾しているとしてかたづけられるべきでない。卷1のために申請された炭水化物の代わりの定義を支持しない、むしろ100からダイエット・ファイバーを除き、唯一つの定義の適用を支持する。

8. 提案者：BRI オーストラリア有限

提案：理解しやすい顧客の教育プログラムを用意せずに、用語、“非血糖症炭水化物”的使用に関するFAO/WHOの申請に合意しない。完全な炭水化物の構成部品の概要が相違分だけ炭水化物と置きかえる以前に、市販性の不足、有効性のある方法が解決

されなければならないことを議論すべきである。炭水化物の相違は、食物ラベルについて最も正確で、再生産可能な測定の内の一つであるとしていることを指摘する。ダイエット・ファイバーの確実な一般的定義を発見しようとする挑戦を引受けるANZFAの行為を祝福する。しかし、3つの生理学上の効果のみの依存は厳しい限界をもたらすことを示唆している。例えば1%以下のダイエット・ファイバーを有する食物は炭水化物相違の計算にてダイエット・ファイバーの定量化から除くべきであることを示唆している。ダイエット・ファイバーのクレームがなされる場合、常に確認を要求されるのは、ダイエット・ファイバーの果糖部分の存在の必要性がないことであり、それを信じる。用語、果糖は顧客がその用語をよく承知していないとしてかたづけられるべきでない。

9. 提案者：グッドマン・フィールダー

提案：ダイエット・ファイバーの一般的定義およびダイエット・ファイバーとしてのイヌリンおよびFOSの承認を支持する。ダイエット・ファイバーとしてイヌリンおよびFOSの承認により、そのエネルギー含有量が減少する(17kJ/gから8kJ/g)ことに感謝する。AOAC997.08を支持するが、999.03については懐疑的である。炭水化物相違を支持する。ダイエット・ファイバーのクレームがなされる場合、常に確認を要求されるのは、ダイエット・ファイバーの果糖部分の存在の必要性がないことであり、それを信じる。用語、果糖は顧客がその用語をよく承知していないとしてかたづけられるべきでない。

10. 提案者：ナショナル・フーズ有限会社

提案：ダイエット・ファイバーの一般的定義の要因には同意しない；“類似の炭水化物”は余りにも制限があり、“類似の物質”と修正すべきである；例えば、どれだけの効果があるか、規定された性能基準がない、その評価として、性能を規定したフードマトリックス内に限定し、あるいはファイバーのみに対して限定すべきである；この相違はどれだけ栄養クレームについての実行コードで規定されたダイエット・ファイバー・クレームに対する基準に関係するであろうか；DPを説明しなさい。ダイエット・ファイバーとしてイヌリンおよびFOSの承認を支持する。これらの承認により、これら構成部品のエネルギー含有量が減少することを感謝する。規定された分析方法に反対する。卷1での炭水化物相違の代替定義を使用するときの説明を要求する。

ダイエット・ファイバーのクレームがなされる場合、常に確認を要求されるのは、ダイエット・ファイバーの果糖部分の存在の必要性がないことであり、それを信じている。用語、果糖は顧客がその用語をよく承知していないとして、また成分リストに使用の用語と矛盾しているとしてかたづけられるべきでない。

11. 提案者：ビイクトリアのフード・テクノロジー連合  
提案：これ以上のコメントのない申請された相違を支持する。
12. 提案者：ネッスル・オーストラリア有限  
提案：ダイエット・ファイバーとしてのイヌリンおよび FOS の承認を支持する。ダイエット・ファイバーの一般的な定義での DP を明記すべきであることを示唆する。ダイエット・ファイバーのクレームがなされる場合、常に確認を要求されるのは、ダイエット・ファイバーの果糖部分の存在の必要性がないことであり、それを信じている。用語、果糖は栄養情報パネル(NIP)が顧客を誤って誘導する場合のみ、用語の出現がされていらい規定されるべきではない。卷1の草案はダイエット・ファイバーでの果糖の字下げを明白に要求する必要があることを支持する。卷2の標準 1.2.8 の節 5(5)はどのタイプのファイバーも NIP でのダイエット・ファイバー布告を確実にさせる簡単な方法であることを示唆する。会社の経験より、顧客は特別の食物、ダイエット・ファイバー供給源のような、特に精製されていない食物を認めているが、ダイエット・ファイバーについては正確に理解していない。
13. 提案者：ユニリーバー・オーストラリア  
提案：ダイエット・ファイバーおよび申請された相違の一般的な定義を完全に支持する。
14. 提案者：ペンフォード・オーストラリア有限  
提案：ダイエット・ファイバーの一般的な定義の要因、特に、低 DP オリゴサッカリントを高レベルで含んでいる構成部品の承認に同意しない。その理由は、ダイエット・ファイバーおよびその潜在的な果糖として働く能力について疑問があるためである。最低 DP を 10 以上にすることを支持する。分析方法が DP(むしろ果糖がない場合)により相違を生じさせることができないので、DP=2FOS は必然的に分析結果を膨張させる。3つの主張された生理学上の効果は限界もあり、これらはサンプルのみであることが望ましい。もしダイエット・ファイバーの構成部品が NIP または成分リストに表示されるものであるなら、顧客はダイエット・ファイバー材料の生理学上の妥当性および重要性についての教育を受ける必要がある。
15. 提案者：インフォ Med システム有限  
提案：申請の相違、特にダイエット・ファイバーとしてのイヌリンおよび FOS の承認を支持する。

16. 提案者：ニュージーランド・デイリー・ボード

提案：他のオリゴ糖類に適用のための申請の修正概要についての説明、一般的な定義での生理学上の効果を 3 つ(定義の不正確な解釈—PM)のみに限定する理論的根拠、用語、果糖使用の義務付け、および顧客の混乱を招く潜在性を求める。

17. 提案者：フードセンス(応募者)

提案：AOAC997.08 はイヌリンおよび FOS を測定する、それに反して 999.03 はイヌリンのみを測定することを指摘する。オラフティー(Orafti)は適正な手順を具体化するためにこれらの指摘事項を AOAC に伝達した。ダイエット・ファイバー・クレームのみがなされる時、果糖を布告するための要求が、国内および国際的な食物標準との間での一貫性を増進する ANZFA の主題とは矛盾しており、更には、それらの要求は果糖にたいして差別的であると提言している。顧客が用語、果糖を余り熟知していないとして、また成分リストに使用の用語と矛盾しているとして、断定すべきではない。更に厳しく言えば、果糖は一つ以上のフラクトーシルフラクトース・リンクが大部分オシディク・ボンド、即ち  $\beta(2\text{-}1)$ イヌリンと同様の  $\beta(2\text{-}6)$ を含む炭水化物の一般的な名前である。応募者はアレルギーまたは過敏症の反作用の原因となるイヌリンおよび FOS の証拠情報を提供した。

18. 提案者：ダニスコ・クルター・米国(株)

提案：ダイエット・ファイバーの一般的な定義を支持する。ポリデクストローズはダイエット・ファイバーの申請された定義と合致するので、ダイエット・ファイバーとしてのポリデクストローズの含有を求める。請求を支持して、科学的な資料を提案に含んでいた。ダイエット・ファイバー・クレームがされ、NIP での成分リストに表記され、ダイエット・ファイバー入力内に含まれるようにされる時、特定のダイエット・ファイバー留分が常に識別される必要はないことを信じる。炭水化物相違の代替計算を提供する理論的根拠に関する説明を求める。